

「生物多様性ひょうご戦略（仮称）（案）（兵庫県環境審議会中間報告）」に関する
県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）関係資料目次

1 生物多様性ひょうご戦略（仮称）（案）

- (1) 背景と目的
- (2) 概要
- (3) 本文（資料編）

2 参考資料

(1) 兵庫県環境審議会関係

- 兵庫県環境審議会自然環境部会、及び生物多様性ひょうご戦略（仮称）検討小委員会
委員名簿
- 兵庫県環境審議会諮問文
- 兵庫県環境審議会自然環境部会生物多様性ひょうご戦略（仮称）検討小委員会におけ
る検討経緯
- 兵庫県環境審議会条例

(2) 関係法令（生物多様性基本法：抜粋）

「生物多様性ひょうご戦略（仮称）（案）（兵庫県環境審議会中間報告）」 の背景と目的について

1 背景と目的

平成4年に国連環境開発会議（地球サミット）で「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）が採択され、「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」、「遺伝子資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」の3つが条約の目的に掲げられ日本も平成5年に条約を締結し、平成7年に「生物多様性国家戦略」を策定しています。また平成19年には2度の見直しを経て「第3次生物多様性国家戦略」が策定されました。

本県では、生物多様性の保全等に関して、平成7年の環境の保全と創造に関する条例の制定をきっかけに、淡路夢舞台の自然再生、瀬戸内海の再生、コウノトリの野生復帰、尼崎21世紀の森づくりなど自然環境の保全・再生に積極的に取り組んできており、地域住民やNPO等により自主的な実践活動も数多く行われています。

しかしながら、これまでの取組は生物多様性の保全に貢献する先進的なものではあるものの、“兵庫県における生物多様性に関する目標や基本方針”が共有されていないために取組相互の連携が不十分となり、生態系の連続性を確保する視点が不足している状況にあります。このため、県行政のみならず、国、市町、県民等のあらゆる主体が共有できる基本方針が必要となっています。

また、平成20年5月には、神戸において、19ヶ国・8国際機関が参加し、地球温暖化、生物多様性及び3Rをテーマに環境大臣会合が開催され、各国が生物多様性に関する課題の解決に向けてのさらなる努力を行う必要性が再認識され、議長が提案した「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8各国が合意しました。また6月には生物多様性基本法が制定されています。

これを契機に、本県においても県民・事業者・行政等の各主体の参画と協働により、生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な戦略として、「生物多様性ひょうご戦略（案）」を策定することとし、兵庫県環境審議会に諮問を行い、このたび、その検討過程として、中間報告がまとまりました。

2 提出いただいたご意見等の取扱いについて

県民の皆さんからご提出いただいたご意見等については、最終的な答申策定にあたっての参考とさせていただきます。また、ご提出いただいたご意見等の概要とこれに対する県の考え方を、最終的な答申とともに公表させていただきます。